

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年5月26日

高知県知事 殿



提出者

住所 高知県高知市仁井田1625番地2
大旺新洋株式会社

氏名 代表取締役社長 小西 啓太

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 088-847-2112

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	奈半利港改修（地方）工事（他39件）
事業場の所在地	安芸郡奈半利町乙883（高知市内を除く高知県内 他39件）
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 243億円（令和3年6月実績）
③従業員数	437名（令和3年9月現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>1. 産業廃棄物（がれき類、汚泥、廃油の一部、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず、金属くず、建設混合廃棄物の一部、コンクリートくず及び陶磁器くずの一部）を再生処理業者へ委託。</p> <p>2. 繊維くず、廃油、建設混合廃棄物は中間処理業者（焼却）に委託し、発生した燃え殻は最終処分業者（埋立）で処理されます。</p> <p>3. 建設混合廃棄物、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは最終処分業者（埋立）で処理されます。</p>

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 責任者

別紙の通り

(2) 管理体制

平成14年3月に全社を範囲とするISO14001の認証を取得し、その中で環境対策全般を管理対象とする環境システムを構築している。

環境システムでは社長の策定した環境方針により、建設廃棄物を適正に処理することが宣言されている。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】							
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	がれき類	
①現状	排出量		8.60 t	2.20 t	19.99 t	183.78 t	1.89 t	14707.03 t	
			産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	安定型混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	排出量		14.48 t	4.64 t	21.84 t				
	(これまでに実施した取組)								
○発生した産業廃棄物は、処理業者に委託するが、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。									
○資材搬入時の省梱包化、無梱包化 注文段階における指示と、搬入方法の綿密な打ち合わせ。									
		【目標】							
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	がれき類	
②計画	排出量		5.00 t	2.00 t	15.00 t	150.00 t	1.00 t	11000.00 t	
			産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	安定型混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	排出量		10.00 t	3.00 t	15.00 t				
	(今後実施する予定の取組)								
○発生した産業廃棄物は、処理業者に委託するが、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。									
○資材搬入時の省梱包化、無梱包化 注文段階における指示と、搬入方法の綿密な打ち合わせ。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	○廃棄物は、工事の内容により排出量が増減するので、収集を徹底した。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	○廃棄物の種類別集積と適時の種類別搬出の徹底	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

【目標】		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず ^a	金属くず ^a	がれき類
		全処理委託量	5.00 t	2.00 t	15.00 t	120.00 t	2.00 t	11000.00 t
優良認定処理業者への処理委託量								
再生利用業者への処理委託量		4.00 t	2.00 t	10.00 t	100.00 t	2.00 t	10000.00 t	
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
産業廃棄物の種類		建設混合廃棄物	安定型混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず				
全処理委託量		10.00 t	3.00 t	15.00 t				
優良認定処理業者への処理委託量								
再生利用業者への処理委託量		8.00 t	2.00 t	15.00 t				
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
(今後実施する予定の取組)								
○処分委託業者としての選定にあたり、優良認定処理業者を考慮することとする。								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和4年 6月 1日 現在

別紙

大旺新洋株式会社 産業廃棄物の処理に関する管理体制図

